

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の中間見直しに対する意見

住所	〒059-1365 北海道苫小牧市植苗 150-3 ウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンター
氏名（団体名）	公益財団法人日本野鳥の会
連絡先電話番号	0144-58-2505

【意見の要旨】

「苫小牧圏都市計画（苫小牧市・白老町・安平町・厚真町）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）」および「千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」について、生物多様性国家戦略 2023-2030 の 2030 年目標「ネイチャーポジティブの実現」及び 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の実現を見据え、地域の産業の発展と生物多様性保全の両立を達成するため、特にラムサール条約湿地・ウトナイ湖を中心に美々川源流部から勇払川・安平川河口部の流域一帯の生物多様性や希少鳥類への影響を回避、保全する観点からの意見を提出します。

各都市計画素案に対する意見について、「苫小牧圏都市計画」に対して 10 件、「千歳恵庭圏都市計画」に対して 6 件を以下に記載します。

①「苫小牧圏都市計画（苫小牧市・白老町・安平町・厚真町）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」への意見

意見 1

【該当頁（本文）】 P6 下から 7 行目

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

（4）その他の土地利用の方針

③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

【意見内容】

該当箇所に記載されている「美々川流域及び弁天沼周辺ほかについて、住民の憩いの場または自然地として保全を図る。」に関し、美々川流域及び弁天沼周辺には当該地域の原風景が残され、また多くの希少な野生動植物が生息することから、保全を図る方針に賛同します。

なお、前方針の自然景観から自然的景観に変更されていますが、両者の差異が不明瞭で誤解を招く可能性があることから、自然的景観の定義を記載すべきです。

意見 2・3

【該当頁（本文）】 P7 上から 16 行目

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) その他の土地利用の方針

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の 6 ポツ目

【意見内容】

・意見 1 に述べたとおり、美々川流域には当該地域の原風景が残され、また多くの希少な野生動植物が生息することから、削除すべきです。また、P6 下から 7 行目以降および P11 上から 7 行目以降に記載されている美々川の保全を図る方針と矛盾することからも、削除されるべきです。

なお、美々川周辺は、2025 年に苫小牧市が策定した「苫小牧市生物多様性地域戦略」においても、世界的にも貴重な草原・湿地が多くの残る地域として「ウトナイ湖・勇払原野ゾーン」に位置づけられており、湿地や草原の周囲に河畔林が維持されている世界的にも貴重なゾーンとされています。さらに、当該地域は美々川源流部に近接し、また美々川はラムサール条約湿地であるウトナイ湖に接続する主要な水源でもあることから、当該地域は限定的であっても都市的土地利用を検討すべきではありません。

・月刊ひらく No. 96（2026 年 2 月 20 日発行号）によれば、該当箇所の方針の根拠となる「(仮称) 美沢地区土地利用方針」は、苫小牧市都市計画審議会において十分な議論を経ずに決定されたものとされており、苫小牧市議会においても審議会で配布された詳細資料の事前配布がなかったことが指摘されています。また、市議会や市民への説明もなく、加えて「苫小牧市生物多様性地域戦略」等に基づき自然環境との調和を図るべき案件であるにもかかわらず、環境保全の専門的見地を持つ苫小牧市環境審議会に諮られることもありませんでした。このことから、手続きを進める上での説明不足や不備が指摘され、地域で波紋を起こしています。このような議論が不十分で地域住民が疑問を投げかけている案件を北海道の方針として決定することは、市政のみならず北海道政への不信を招く可能性もあるため、苫小牧市に十分な議論と合意形成を行うよう差し戻すべきです。

意見 4・5・6

【該当頁（本文）】 P11

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 下水道及び河川

②主要な施設の配置の方針 b 河川

【意見内容】

- ・上から1行目から始まる1ポツ目に記載された勇払川等の自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努められることに賛同します。整備を行う際には、我が国も批准する生物多様性条約の2030年目標であるネイチャーポジティブの達成に貢献できるよう、生物多様性の向上に寄与するものとするを追記してください。
- ・上から4行目から始まる2ポツ目に記載された安平川等の改修を行なう際には、ネイチャーポジティブの達成に貢献できるよう、生物多様性の維持に配慮したものとするを追記してください。また、改修や治水を行なう際、工業用水等としての利用が流域の環境に影響を与えないようモニタリングを行なうことを記載してください。
- ・上から7行目から始まる3ポツ目に記載された、美々川の河川環境の保全、再生に資する整備の促進に努めることに賛同します。これら整備を促進する際には、ネイチャーポジティブの達成に貢献できるよう、生物多様性の維持向上を目指すともに、現在本方針で都市的土地利用が検討されている区域は北海道が進める「美々川自然再生事業」の対象区と重なることから、本事業との明確な整合性を図る旨を追記してください。

意見7

【該当頁（本文）】P12 上から1行目

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

【意見内容】

区域の説明において、美々川とウトナイ湖は勇払原野を代表する環境のひとつであることから、「本地域は、勇払原野や樽前山の（後略）」を「本地域は、美々川やウトナイ湖を含む勇払原野や樽前山の（後略）」とすべきです。

意見8・9

【該当頁（本文）】P12

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 緑地の配置の方針

①緑地系統ごとの配置方針 a 環境保全系統の1ポツ目

【意見内容】

- ・上から16行目から始まる1ポツ目に記載された「市街化調整区域の緑を保全し、」に関して、緑地等の自然環境は都市部の微気象や市民の憩いに影響することから、市街化調

整区域に限定せず、「市街化調整区域を中心に緑を保全し、」とすべきです。

- ・上から 19 行目から始まる 2 ポツ目の新たな開発が必要とされた場合に、自然との調和と自然環境の保全に努めることには賛同しますが、これらに加え、地域住民や各種ステークホルダーの合意形成も行なうことが必要です。地域住民やステークホルダーとの合意形成を行なうことを追記してください。

意見 10

【該当頁（本文）】 P12 下から 2 行目

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 緑地の配置の方針

①緑地系統ごとの配置方針 d 景観構成系統の 1 ポツ目

【意見内容】

ウトナイ湖を中心とした湖沼・湿原の保全を図ることに賛同します。しかし、ウトナイ湖は単独で存在する湖沼ではないため、ウトナイ湖に注ぐ美々川・勇払川・オタルマップ川、ウトナイ湖から流出する勇払川、そして弁天沼周辺で安平川と合流して太平洋に注ぐという、勇払原野に広がる安平川水系として流域全体で保全を図ることが必要です。したがって、この流域の原風景を一体の景観として保全するため、「樽前山の山麓に広がる樹林地、ウトナイ湖を中心とした（後略）」を「樽前山の山麓に広がる樹林地、美々川からウトナイ湖、弁天沼など勇払原野を中心とした（後略）」としてください。

「苫小牧圏都市計画（苫小牧市・白老町・安平町・厚真町）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」への意見は以上です。

②「千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」への意見

意見 1

【該当頁（本文）】 P6 下から 8 行目以降

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) その他の土地利用の方針

③自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

【意見内容】

本地域内にはラムサール条約湿地ウトナイ湖に注ぐ美々川の源流域を含むことから、流域全体への影響を考慮し、保全対象の具体例として「美々川源流部の樹林地」等を明記すべきです。

また、前方針の自然景観から自然的景観に変更されていますが、両者の差異が不明瞭で誤解を招く可能性があることから、自然的景観の定義を記載すべきです。

意見 2

【該当頁（本文）】 P7 下から 3 行目以降

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) その他の土地利用の方針

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

【意見内容】

国道 337 号及び国道 36 号に近接した地区の限定的な都市的土地利用は、美々川源流部の環境に影響を与え、その影響は流域全体に及ぶ可能性があることから行うべきではありません。したがって、P7 下から 3 行目から P8 上から 2 行目までを削除してください。

美々川源流部に影響を与える可能性のある方針は、P11 26 行目に記載された「美々川については、自然環境の保全に努める」、P13 の上から 4 行目「環境の維持形成等について積極的な取組が一層必要」であること、P13 の 6 行目からの「将来とも自然環境豊かなまちづくりを進めていく」こと、P13 の 10 行目の「清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化」といった他の方針と矛盾しており、整合性がとれないことから、削除すべきです。

意見 3

【該当頁（本文）】 P11 26 行目

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 下水道及び河川

①基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 イ河川

【意見内容】

「美々川については、自然環境の保全に努める」に賛同します。美々川は、当該地域の原風景を残す原始河川であり、タンチョウをはじめとする希少な鳥類が生息・利用する重要な環境です。これらの希少種が当地域を利用できているのは、河川や湿原と道路・建屋等とを隔てる「河畔林」が、騒音や光、人目を遮るブラインド（緩衝機能）として機能しているためです。したがって、水面や湿原そのものにとどまらず、河畔林を含めた自然環境を一体として、改変を避けて保全すべきです。

意見 4・5・6

【該当頁（本文）】 P13

【該当箇所】

III. 主要な都市計画の決定の方針

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

【意見内容】

- ・上から 4 行目の「豊かな緑に包まれた環境の維持形成等について積極的な取組が一層必要」であることに賛同します。2022 年 12 月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」及び翌年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても 2030 年にネイチャーポジティブを達成することとされていることから、より一層の積極的な取組を行うべきです。
- ・自然環境豊かなまちは、気候の緩和、生物多様性の維持、市民のウェルビーイングに効果を発揮することから、6 行目からの「将来とも自然環境豊かなまちづくりを進めていく」ことに賛同します。
- ・本地域には原始的な風景を残す清流である美々川の源流部などがあることから、10 行目の「清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化」に賛同します。河畔林の保全、育成は、樹林性の動物の回廊として機能し、多くの種の分散や遺伝的交流に貢献すると期待されます。

「千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」への意見は以上です。

以上